

西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市広告掲載要綱に基づき、西宮浜総合公園にネーミングライツを導入するにあたり、愛称の命名権者となるネーミングライツ・パートナーを選定するため、西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 応募者が、西宮浜総合公園のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを審査し、他の者に優先して協議を行うことができる候補者を選定すること。
- (2) その他前号に必要な業務を行うこと。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は土木局長、副委員長は政策局参与（行政経営改革等担当）をもって充てる。
- 3 委員は公園緑化部長、広報課長をもって充てる。

(会議)

第4条 選定委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会は、西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準、西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナー募集要項に基づき、応募者の中から、選定委員会において、応募資格、経営状況、ネーミングライツ料、愛称等を総合的に審査し、候補者の選定を行うものとする。
- 4 選定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集に代えて書面による審査等とすることができる。
- 7 会議は非公開とする。

(事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、土木局公園緑化部公園緑地課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月14日より実施する。